

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

裁量ペナルティー ガイドライン(艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則 2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方とは、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 00 – 10% (中点 5%)
 - バンド 2: 10 – 30% (中点 20%)
 - バンド 3: 30 – 70% (中点 50%)
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
(ただし、規則 64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る。)
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます ((a) and (b) or (c)))。
 - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

表 1 規則違反と対応するバンド

SI 3.3	音声やデータの送受信	
	尤もな理由があった	0-1
	尤もな理由は無かったが、有利を得る可能性もなかった	1-2
	尤もな理由は無く、有利を得る可能性はあったが、得なかった	2-3
	尤もな理由は無く、有利を得た	4
SI 3.4	選手のオープンチャットの書き込み	
	尤もな理由があった	0-1
	尤もな理由は無かったが、有利を得る可能性もなかった	1-2
	尤もな理由は無く、有利を得る可能性はあったが、得なかった	2-3
	尤もな理由は無く、有利を得た	4
SI 4.1	レース委員会からの合理的な要求に従わなかった。	
	尤もな理由があった	0-1
	尤もな理由なく、他艇や運営に影響を与えた	2-4
SI 5.2	D 旗掲揚前にハーバーを離れる	
	尤もな理由があった	0-1
	尤もな理由なくハーバーを離れたが、他艇や運営に影響を与えない	1-2
	尤もな理由なくハーバーを離れ、他艇や運営に影響を与えた	2-4
SI 11.3	スタートエリアの回避	
	侵入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	0-1
	運営艇を妨害した	2-4
	レース中の艇を妨害した。(規則 23.1 に違反した。)	4
	侵入して、運営艇に損傷・障害を引き起こした	4
	違反した後指導に従わなかった	4
SI18.2 SI18.3	出艇・帰着申告(それぞれの申告の直近のレースに課す)	
	申告しなかったが、尤もな理由があった	0-1
	尤もな理由なく、申告しなかったが、運営に影響を与えた	1-2
	尤もな理由なく、申告せず、運営に影響を与えた	3-4
	尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	4
SI 18.4	リタイア申告(それぞれの申告の直近のレースに課す)	
	申告しなかったが、尤もな理由があった	0-1

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

		尤もな理由なく、申告しなかったが、運営に影響を与えたなかった 尤もな理由なく、申告せず、運営に影響を与えた 尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	1-2 3-4 4
SI18.5	再出艇申告(それぞれ申告の直近のレースに課す)		
	申告しなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、申告しなかったが、運営に影響を与えたなかった 尤もな理由なく、申告せず、運営に影響を与えた 尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	0-1 1-2 3-4 4	
SI 18.7	エントリーナンバーのシール貼り付け位置が適切でなかった。		
	貼り付けの位置が適切でなかったが、運営に影響を与えたなかった 貼り付けの位置が適切でなく、運営に影響を与えた	0-1 2-4	
SI19.1	乗員の交代申告		
	申告しなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、申告しなかった	0-1 3	
SI19.2	装備の交換申告		
	申告しなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、申告しなかった	0-1 2-3	
SI20.1	装備の検査		
	規定どおりに搭載していなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、規定どおりに搭載していなかった	0-1 3	
RRS47	ごみの処分		
	不適切なごみ処理 故意にゴミを水中に捨てた 故意にゴミを繰り返し水中に捨てた	1-2 3-4 4	
NoR 13.1	艇の停泊		
	尤もな理由があった 尤もな理由なく、指定された場所に停泊していなかった。	0-1 1-2	
クラス規則			
	セール番号、国を示す文字	1	
	セールストップが無い、または適切ではない位置にある	2	
	バンドを越えてセールを展開	3	
	許されていないハル/フォイル表面処理	4	

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備	3
禁止された電子機器の使用	4
計測証明のない装備の使用	4
補正おもりがない、または、正しくない位置にある	4
規定された許容範囲を超える装備(損傷または通常の損耗を除く。(RRS64.4(a)参照)	
艇速・性能に影響する可能性がない	1
艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い	2
艇速・性能に明らかな影響がある	4

表 2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか?	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか?	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか?	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか?	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

裁量ペナルティー ガイドライン(支援者)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は支援者に与える場合には、警告から規則 69(不正行為)に基づく処置までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、規則 60.3(d)、64.5 に基づき、支援者の規則違反を理由に関係する艇にペナルティーを与えることができます。艇に与える場合はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーはこのガイドラインに沿って決定されます。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方には、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。不正行為の場合、支援者に対するペナルティーは規則 69 に従って決定されます。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者にペナルティーを与える場合は、次の 5 つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル 2: その支援者を 1 レース以上、出艇させない

レベル 3: その支援者を 1 日以上、出艇させない

レベル 4: その支援者を 1 日以上、大会会場に入れない

レベル 5: その支援者を大会期間中の大会会場に入れない。および/または規則 69 に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の 4 つのバンドに分けられます。

バンド 1: 00 – 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 – 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 – 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ

6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベル/バンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベル/バンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかつたか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもつともな理由があつたか？

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

- (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？
- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
- (b) 違反を隠そうとしたか？
- (c) 誰かに迷惑をかけたか？
- (d) 支援者は更なる違反を犯したか？
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、他の質問をすることができます。
10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはならない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- (c) その違反が競技上の優位性に影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
- (d) その違反が競技上の優位性に影響を与えない場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます ((a) and (b) or (c)))。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) (支援者にペナルティーを与える場合)
「ペナルティーは●●とする。」
(関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合)
「艇のペナルティーは●●とし、[当日の全レースに]または[第●レースに]適用する。」

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

表 1 規則違反と対応するレベル

SI3.4	支援者のオープンチャットの書き込み		
		尤もな理由があった	0-1
		尤もな理由は無かったが、選手・運営に影響を与えたが、選手・運営に影響を与えた	1-2
		違反した後、指導に従わなかった	2-3
SI4.1	レース委員会からの合理的な要求に従わなかった。		
		尤もな理由があった	0-1
		尤もな理由なく、運営に影響を与えた	1-5
SI21	支援者船		
	SI22.2	尤もな理由があった	0-1
		尤もな理由は無かったが、選手・運営に影響を与えたが、選手・運営に影響を与えた	1-2
		違反した後、指導に従わなかった	1-2
	SI22.3	進入したが、艇や運営艇に影響を与えたが、運営艇に影響を与えた	2-5
		レース中の艇に影響を与えた	1
		運営船に影響を与えた	2-4
		違反した後、指導に従わなかった	2-4
			3-5
RRS47	ごみの処分		
		不適切なごみ処理	1-2
		故意にゴミを水中に捨てた	2-3
		故意にゴミを繰り返し水中に捨てた	3-5

第 19 回西日本スプリングレガッタ
兼 第 23 回中四国学生ヨット新人戦

表 2 艇へのペナルティーを決定するための一般的な質問

その艇は、競技場の有利を得たか？

- 有利を得る可能性もなかった。
有利を得る可能性はあった。
明らかに有利を得た。

1
2-3
4

プロテスト委員会が事前の審問に続いてペナルティーが課せられる可能性があると書面でその艇に警告した後、支援者が更なる違反を犯した。

その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？

- 可能性はなかった。
可能性はあったが、発生しなかった。発生したか否か明らかではない。
損傷または負傷が発生した。

1
2-3
4

その違反行為により安全性が損なわれる可能性はあったか？

- 可能性はなかった。
可能性はあったが、確かにない。
安全性が損なわれた

1
2-3
4

その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性はあったか？

- 可能性は無かった。
可能性はあったが、確かにない。
セーリング・スポーツの名誉を傷つけた。

1
2-3
4

2024 年 3 月 6 日 発行

プロテスト委員長 加藤 圭二